

発議第1号

令和2年6月における野田市議会の議員の期末手当の特例に関する
条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第1
項の規定により提出します。

令和2年5月8日

野田市議会議長 竹内美穂 様

提出者 野田市議会議員

平井正一

賛成者 野田市議会議員

内田陽一

同

石原義雄

同

星野幸治

同

池田利秋

同

谷口早苗

同

同

同

野田市条例第 号

令和2年6月における野田市議会の議員の期末手当の特例に関する
条例

令和2年6月における野田市議会の議員の期末手当の額は、野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和63年野田市条例第1号）第3条の規定にかかわらず、同条の規定による期末手当の額からその100分の30に相当する額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

野田市長との協議の結果、医療従事者に対する緊急的な支援の一部に充てるため、令和2年6月における野田市議会の議員の期末手当について、特例として、野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づき支給すべき額からその100分の30に相当する額を減額しようとするものである。